

豊島区地域保健課公式ユーチューブ運用ガイドライン

令和3年5月31日

地域保健課長決定

1 目的

本ガイドラインは、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（内閣官房・総務省・経済産業省）に基づき、地域保健課が取得した公式ユーチューブチャンネルの運営に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

ユーチューブチャンネル「豊島区地域保健課公式チャンネル」（以下「地域保健課公式チャンネル」という。）は、豊島区の成人保健事業に関する情報を動画として配信し、利用者に当区の事業の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを方針とする。

3 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：YouTube（ユーチューブ）
- (2) アカウント名：豊島区地域保健課
- (3) チャンネル名：豊島区地域保健課公式チャンネル

4 運用方法

地域保健課公式チャンネルは、地域保健課が以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

地域保健課公式チャンネルでは次の情報を発信することとする。

地域保健課が実施する成人保健事業に関連する動画。

なお、地域保健課公式チャンネルでは原則として成人保健事業に関連する動画のみをアップロードすることとするが、各課又は他団体が制作した動画で、地域保健課長が特に有益であると認めたものは、この限りではない。

(2) 肖像権への対応

地域保健課公式チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努める。

(3) 公開手順

地域保健課公式チャンネルに動画を掲載する手順は、以下のとおりとする。

ア 地域保健課が掲載すると決定した動画について、映像情報に変換する。

イ 変換した映像情報を、ユーチューブにアップロードをする。

ウ アップロードをした映像を確認する。

エ 内容確認後、映像を公開する。

オ 公開した動画については、区ホームページからのリンク設定を行う。

(4) コメントの使用制限

地域保健課は、地域保健課以外のアカウントに対するコメントを一切行わない。また、地域保健課公式チャンネルへのコメントは無効とする。

ただし、地域保健課公式チャンネルの運用目的に照らして地域保健課が特に必要があると認めるものは、この限りでない。

(5) 成りすまし等への対応

地域保健課は、地域保健課公式チャンネルが公式アカウントであることを区公式ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、区公式ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

5 免責事項

(1) 地域保健課は、本チャンネルにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。

(2) 地域保健課は、ユーザーが本チャンネルを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。

(3) 地域保健課は、本チャンネルに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者でトラブルが発生した場合であっても、一切責任を負いません。

(4) 本チャンネルは、YouTube 社のシステムによって運用されています。ご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、お答えすることができません。

6 知的財産権等

地域保健課公式チャンネルに掲載する個々の情報（写真、文章等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区に帰属する。

また、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、地域保健課公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

7 運用ガイドラインの周知・変更等

本ガイドラインの内容は区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ガイドラインは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を周知する。